

証券コード 4240
平成25年5月31日

株 主 各 位

大阪府東大阪市渋川町4丁目5番28号
クラスターテクノロジー株式会社
代表取締役社長 安 達 稔

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成25年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.tosyodai54.net>）より平成25年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府東大阪市荒本北1丁目4番1号
クリエイション・コア東大阪 南館3F
クリエイターズプラザ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第22期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役成瀬俊彦氏退任に伴う退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等に関する事項

- (1) 議決権行使書またはインターネットにより議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として取扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを株主様の意思表示として取扱います。
- (4) 議決権の具体的な行使方法につきましては、3ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cluster-tech.co.jp>) に掲載させていただきます。

【議決権の行使についてのご案内】

- ◎当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使書郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

【インターネットによる方法】

1. パソコンを用いる場合

- (1) 「議決権行使ウェブサイト (<http://www.tosyodai54.net>)」にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧ください、議決権行使コード及びパスワードを入力してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。
- (4) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

2. 携帯電話を用いる場合

- (1) 次のサービスがご利用可能です。なお、ご利用に際しましては、上記1. 「パソコンを用いる場合」と同様の方法で (<http://www.tosyodai54.net>) にアクセスのうえ、画面の案内に従い、議決権を行使してください。
 - ・ i モード
 - ・ EZweb
 - ・ Yahoo!ケータイ(i モードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標または登録商標です。)
- (2) 暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であることが必要です。
- (3) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
株主名簿管理人 : 東京証券代行株式会社
電 話 : 0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受 付 時 間 : 午前9時～午後9時

以上

(提供書面)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、欧州債務危機等による海外経済の停滞及び円高、株安等による長期的なデフレ状況から抜け出せず混沌とした情勢が続いておりましたが、安倍政権への交代を機に新しく打ち出された経済政策により、円高から円安への動きや株価の上昇、それに伴い消費者心理や企業の業況判断にも改善の動きが見られつつあります。しかし、海外経済情勢や設備投資、雇用情勢や所得水準等に弱さを残しながらも、デフレ経済脱却への道筋を進んでおります。

このような状況の中、当社への大手オプト・エレクトロニクス機器メーカー等からの機能性素子部品の受注は、上期までは比較的好調を持続しましたが、コンパクトデジタルカメラ市場がスマートフォンへの流れで大きな影響を受け減少しました。一眼レフカメラ市場は引き続き好調で市況の変化をカバーしたものの、全体としては明暗を分けることとなりました。また、ナノテクノロジー技術を基とする当社独自技術による新材料・新製品の開発、既存製品の新たな展開により新分野・新規顧客の開拓を推進する一方で、生産プロセスの効率的な改善・改良及び製造原価や一般管理費の見直しによるコストダウン等の取り組みを行ってまいりました。

更に、新たな先進性車載機器への連携ビジネスによる世界初の車載用ヘッド・アップ光学ディスプレイ機器は新分野において展開し、このような事業展開により当事業年度においても黒字計上を継続することができました。

具体的な取り組みとして、当事業年度においても引き続き大手オプト・エレクトロニクス機器メーカー等からの機能性素子部品の受注を継続しておりますが、一眼レフカメラ市場が好調であったものの、コンパクトデジタルカメラ市場からの受注減少により、全体としては前事業年度の実績を下回りました。

国内の成形碍子関連は、震災復興需要が一段落し電力会社の設備投資も減少しましたが、国内における公共事業投資への期待感や新興国マーケットに目を向けているところであります。

次世代高密度デバイス用の高熱伝導性の絶縁材料として注目されている「エポクラストークーリエ」は、パワー半導体封止材としてユーザーの評価も高まって、試作案件も増加しており、受注確保へ推進しております。

パルスインジェクター（以下P I J）は、ナノテク分野でバイオ分野研究者に高い関心を頂いております。ナノ材料（金属、セラミック、有機無機材料等）3機種と、生体材料（DNA、タンパク質、細胞）吐出に適した大容量ノズルのP I Jについては、大手企業、大学研究室へのPR並びに展示会への出展等や営業・マーケティング本部と開発本部との連携強化で新たな市場への拡販に努めております。なお、大手企業、大学研究室への販売を推進し、さらに、大手企業、大学研究室との連携で新しい国内産業を創設したいと考えています。

新たな先進性車載機器への連携ビジネスによる世界初の車載用ヘッド・アップ光学ディスプレイ機器については、ナノ/マイクロ・テクノロジー関連事業、マクロ・テクノロジー関連事業の売上減少を補い売上に大きく貢献しました。

当社は国内オープンイノベーションによる国内新産業創生へ企業連携でグローバル市場に役割する次世代製品開発に重要な役割を担って、製品の安全性と高品位・高機能の達成・維持のため品質管理活動を最重要課題として徹底してまいりました。その結果、信頼性の向上、品質の安定と不良率の低下等の改善について成果を挙げ、取引先から品質管理体制も高い評価を得ております。また、生産管理体制を徹底し、不良率の低下、検査時間の短縮、エネルギー環境問題に考慮したリサイクルへの取組みを進めることによる原価低減や、諸経費の見直し等により、利益を確保するための対策・努力を継続しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は982百万円（前事業年度比3.6%減）、売上総利益は359百万円（前事業年度比14.1%減）、営業利益は15百万円（前事業年度比77.4%減）、経常利益は19百万円（前事業年度比76.6%減）、当期純利益は15百万円（前事業年度比80.7%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

・ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

大手オプト・エレクトロニクス機器メーカーからのデジタル機器部品の受注は、コンパクトデジタルカメラの減少を一眼レフカメラの増加が補いましたが、総額において減少しました。その結果、成形材料及び機能性・高品位精密成形品並びにP I J 関連製品の当事業年度の売上高は659百万円（前事業年度比20.3%減）、セグメント利益は291百万円（前事業年度比19.0%減）となりました。

・マクロ・テクノロジー関連事業

本事業の成形罫子用複合材料、複合材料成形罫子及び金型・部品の当事業年度の売上高は176百万円（前事業年度比7.7%減）、セグメント利益は52百万円（前事業年度比10.5%減）となりました。成形罫子関連は、東日本大震災の復興需要が一段落し、電力会社の設備投資が減少したため、売上は減少しました。

・その他事業

車載用ヘッド・アップ光学ディスプレイ機器の新規受注と医療品容器の異物検査事業を合わせて、当事業年度の売上高は146百万円（前事業年度比145百万円増）、セグメント利益は16百万円（前事業年度比15百万円増）となりました。

当社の当事業年度の配当につきましては、3期連続黒字計上を果たしたものの、配当原資となる利益剰余金は引き続きマイナスとなっておりますので、利益剰余金の繰越額を確保しなければ配当ができない状態が続いております。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、長期的な利益還元を実現するために当面は内部留保資金を充実し、積極的な事業展開を行ってまいります。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施致しました設備投資の総額は35百万円で、その主なものは次のとおりであります。

本社の二軸テーパー押出機（15百万円）、トランスファー成形機（6百万円）及び関東工場の碼子用金型（3百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、増資、社債発行による資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成22年3月期)	第 20 期 (平成23年3月期)	第 21 期 (平成24年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売 上 高 (千円)	648,755	784,370	1,018,955	982,184
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△56,364	30,980	78,414	15,140
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△990.10	544.20	1,377.43	265.96
総 資 産 (千円)	1,871,453	1,972,573	2,035,814	2,024,031
純 資 産 (千円)	1,780,937	1,811,918	1,890,332	1,905,472
1株当たり純資産額 (円)	31,284.04	31,828.24	33,205.67	33,471.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。

(3) 対処すべき課題

事業展開に関する課題

① ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

—一眼レフカメラの市場は微増の状況で推移していますが、デジタルカメラの低・中級機種の世界市場はスマートフォンの普及で大きく減少しています。本状況は、一時的なものでなく今後も続くものと思われ、当社も新分野に目を向けシフトしつつありますが、対応を速める必要があります。

—当社が開発した高熱伝導材料「エポクラスタークーリエ」等の複合材料事業の開発展開を継続して推進しておりますが、当社も従来のオプト・エレクトロニクス部門に依存した状態から脱却する時期を迎えており、オンリーワン技術による機能性樹脂新材料の新用途開発を更に進展させなければなりません。「エポクラスタークーリエ」は評価段階を終えて試作、量産へと移行する時期であります。

—P I Jは、これまで中堅企業との連携による新製品開発、産学連携による医療分野での活用実績を持ちますが、これらを通じて、アプリケーションを進化させてゆき、例えば、再生医療や予防医療の様な分野では、大学、公設試験研究機関等、関係機関と連携しながら、新分野開発を推進します。また、異業種との連携によるモジュール・デバイス開発も積極的に推進しますが、これには少し時間が必要です。

—誘電泳動バイオ分析チップ及びキチン・キトサンはライセンス事業とし、新たな産業分野との事業構築を行います。

② マクロ・テクノロジー関連事業

足踏みしていた国内復興予算は平成25年度に入る頃から国土強靱化計画として形を変えて本格化し、同時に、海外新興国のインフラ整備が引き続き旺盛であることにより、暫くは強含みに推移するものと見られます。しかし、復興需要が一巡すれば、国内需要はピークを迎え、縮小方向へ向かうことが予想されますが、国内での新たな用途開発と、海外の新興国需要を積極的にとりこんでいくことが今後の重要な戦略となります。

③ その他事業

—車載用ヘッド・アップ光学ディスプレイ機器については、前事業年度の実績もあり、当社が先行していますので、引き続き積極的に取り組む事業年度となります。ただ、本分野においては、多数の企業の新規参入でナビゲーション

ンシステム自体が大きく変化しようとしており、これからの2～3年が大きな変わり目になると見られます。

ーグローバル市場展開については、海外には拠点を設置しない方針であります
が、引き続き国内需要を見定めながら、海外パートナーと協力体制構築を模
索します。

(4) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社は、ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業、マクロ・テクノロジー関連
事業及びその他事業を行っておりますが、各事業内容は以下のとおりであります。

① ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

機能性・精密成形品、微細加工部品、パルスインジェクター機器の製造販売
を行っております。

② マクロ・テクノロジー関連事業

成形碍子、成形碍子用複合材料などの製造販売を行っております。

③ その他事業

車載用ヘッド・アップ光学ディスプレイ機器と、当社の関東工場のクリーン
ルーム施設及び精密検査の技術を活用した医療品の容器の異物検査を行って
おります。

(5) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

本 社	大阪府東大阪市洪川町4丁目5番28号
関 東 工 場	茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地
東 京 営 業 所	東京都中央区日本橋小伝馬町16番5号

(6) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
66名	2名減	41.3歳	9.6年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(7) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000株
- (2) 発行済株式総数 56,928株
- (3) 株主数 4,052名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 西 恭 彦	2,020株	3.54%
安 達 稔	2,008	3.52
安 達 良 紀	1,850	3.24
志 村 和 則	1,275	2.23
藤 井 栄	1,122	1.97
安 達 俊 彦	850	1.49
長 瀬 産 業 株 式 会 社	800	1.40
佐 野 貞 彦	780	1.37
黒 川 敏 夫	727	1.27
株 式 会 社 S B I 証 券	711	1.24

(注) 自己株式は所有しておりません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員等の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安達 稔	
取締役	稲田 盛一	製造第1本部長
取締役	藤田 雅之	製造第2本部長
取締役	安達 良紀	開発本部長
取締役	成瀬 俊彦	管理本部長
取締役	白戸 幸治	営業・マーケティング本部長
常勤監査役	魚田 昌孝	
監査役	松本 茂	弁護士・税理士
監査役	酒井 正輔	中小企業診断士

- (注) 1. 監査役は、全員社外監査役であります。
2. 常勤監査役魚田昌孝氏は、長年にわたり金融機関に勤務された経歴を持ち財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	65百万円
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	6 (6)
合計	9	71

- (注) 1. 取締役の支給額には、役員退職慰労引当金繰入額を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年3月24日開催の臨時株主総会において年額1億円以内（ただし、使用人分給与とは含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年3月24日開催の臨時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役松本茂氏は、松本茂法律税務事務所の代表者を兼務しております。なお、当社は松本茂法律税務事務所との間には特別の関係はありません。

監査役酒井正輔氏は、他の法人等との兼職はありません。

なお、当社は、監査役魚田昌孝氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役	魚 田 昌 孝	13回	100%	13回	100%
監 査 役	松 本 茂	13	100	13	100
監 査 役	酒 井 正 輔	12	92	12	92

- ロ 取締役会及び監査役会における発言状況

各社外監査役は、毎月1回開催される取締役会並びに臨時取締役会に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べると共に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。

また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	10,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底する。
代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者を任命し、その体制の構築、維持、整備にあたる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
代表取締役は、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報（取締役の職務の執行報告書、稟議書、重要会議の議事録など）の保存・管理の総括責任者を任命し、文書管理規程、印章管理規程、内部情報管理規程を定め、関連資料とともにその保存・管理にあたる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
企業活動に関連するリスク（経営環境・金融環境の変化、通信手段の変貌、技術革新、グローバル化、産業構造の変化、安全性・環境に対する社会的価値観の変化、法的規制の変化など）を把握した上で、リスクの発生を未然に防止するための手段、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段、再発防止手段などに関しての体制を構築する。
その為に、代表取締役は、毎月1回開催する経営会議の中でリスク管理を議題としてリスクに関する情報交換と対応策について検討を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、取締役及び使用人の職務の効率性に関しての総括責任者を任命し、会社の基本方針に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各本部は、目標を達成するための具体的な方針、戦略、施策、行動計画などを策定し、必要に応じて取締役会の承認を得て、実施する。
また、各本部は、四半期毎の部門進捗会議において、各本部の職務の進捗状況を取締役に報告する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役並びに取締役は、既に制定されている「社是」並びに「経営理念」の精神を全使用人に継続的に啓蒙するとともに、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底する。
内部監査室は、各本部の職務の執行が法令・定款に適合しているかを定期的に調査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当面の間、監査役の職務を補助する使用人は設置せず、内部監査室が監査役会との協議により監査役の要望した内部監査を実施し、結果を報告する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
前記において監査役の職務を補助する使用人は設置しない方針であるので、取締役からの独立性に関する定めは存在しない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するために、重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。また、監査役は、内部監査室及び監査法人と密接に連携し足らざる点を補完しつつ監査を効率的かつ効果的に行うとともに、他方で相互に牽制する。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,421,788	流 動 負 債	102,898
現金及び預金	1,193,418	買掛金	37,367
受取手形	19,765	未払金	21,922
売掛金	121,902	未払費用	16,137
商品及び製品	15,309	未払法人税等	6,721
仕掛品	41,176	未払消費税等	5,230
原材料及び貯蔵品	29,071	預り金	4,496
前払費用	682	賞与引当金	11,022
その他	463	固 定 負 債	15,660
固 定 資 産	602,242	役員退職慰労引当金	15,660
有形固定資産	595,498	負 債 合 計	118,558
建物	298,612	純 資 産 の 部	
機械及び装置	42,482	株 主 資 本	1,905,472
土地	240,988	資 本 金	1,240,721
その他	13,415	資 本 剰 余 金	1,393,981
無形固定資産	4,418	資 本 準 備 金	1,393,981
ソフトウェア	4,418	利 益 剰 余 金	△729,229
投資その他の資産	2,325	その他利益剰余金	△729,229
長期前払費用	270	繰越利益剰余金	△729,229
その他	2,054	純 資 産 合 計	1,905,472
資 産 合 計	2,024,031	負 債 純 資 産 合 計	2,024,031

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		982,184
売 上 原 価		622,236
売 上 総 利 益		359,947
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		343,982
営 業 利 益		15,964
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,520	
助 成 金 収 入	877	
そ の 他	296	3,695
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	114	
固 定 資 産 除 却 損	378	
そ の 他	9	503
経 常 利 益		19,156
税 引 前 当 期 純 利 益		19,156
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,016	
法 人 税 等 調 整 額	-	4,016
当 期 純 利 益		15,140

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,240,721	1,393,981	1,393,981	△744,370	△744,370	1,890,332	1,890,332
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益	-	-	-	15,140	15,140	15,140	15,140
事業年度中の変動額合計	-	-	-	15,140	15,140	15,140	15,140
当 期 末 残 高	1,240,721	1,393,981	1,393,981	△729,229	△729,229	1,905,472	1,905,472

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	26～42年
機械及び装置	5～8年

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更が、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 479,609千円
- (2) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれていません。
- 受取手形 3,546千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	56,928株	—	—	56,928株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

(千円)

繰越欠損金	167,406
減価償却限度超過額	1,335
賞与引当金	4,189
減損損失	10,451
役員退職慰勞引当金	5,581
未払事業税	1,162
その他	869
計	190,996
評価性引当額	△190,996
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金、定期預金等に限定し、また、資金調達に関しましては設備投資計画に照らして預金残高が十分にあると考えられるため、銀行借入等は当面行わない方針であります。デリバティブ取引に関しましては、利用いたしません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金につきましては、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの債権管理を行い、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、36.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	1,193,418	1,193,418	—
(2) 受取手形	19,765	19,765	—
(3) 売掛金	121,902	121,902	—
(4) 買掛金	(37,367)	(37,367)	—

(*) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

すべての金銭債権が1年以内に償還される予定であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	安達新産業㈱	大阪市西区	10,000	化学工業薬品及び合成樹脂等の販売	(被所有)直接 0.8	当社製品の販売、同社製品の購入	製品の売上(注)2	82,606	売掛金	7,369
							原材料等の購入(注)2	103,945	買掛金	5,949

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社製品の販売及び原材料等の購入については、市場価格を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 33,471円63銭
- (2) 1株当たり当期純利益 265円96銭

9. 重要な後発事象に関する注記

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

平成25年5月14日付取締役会決議により、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決定いたしました。

① 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式1株を100株に分割すると同時に単元株式数を100株とする単元株制度を採用するものです。

② 株式分割の概要

イ. 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割します。

ロ. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式の総数	56,928株 (平成25年3月31日)
今回の分割により増加する株式数	5,635,872株 (平成25年10月1日)
株式分割後の発行済株式の総数	5,692,800株 (平成25年10月1日)
株式分割後の発行可能株式の総数	20,000,000株 (平成25年10月1日)

ハ. 分割の日程

基準日の公告日	平成25年9月13日
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年10月1日

③ 単元株制度の採用

イ. 単元株式の数

新設する単元株式の数は、100株といたします。

ロ. 新設の日程

効力発生日

平成25年10月1日

(参考) 平成25年9月26日をもって、金融商品取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産	334円72銭
1株当たり当期純利益	2円66銭

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

クラスターテクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 陽子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横山 富雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クラスターテクノロジー株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月22日

クラスターテクノロジー株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 魚 田 昌 孝 ㊟
監査役（社外監査役） 松 本 茂 ㊟
監査役（社外監査役） 酒 井 正 輔 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

変更の理由および内容は以下のとおりです。

当社は、平成25年5月14日の取締役会において平成25年10月1日付で1株を100株に分割するとともに、一単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき定款第6条（発行可能株式総数）の変更および第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。

- ①単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株式の権利を定めるため、第9条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。
- ②単元未満株式を所有されている株主の皆様の便宜をはかる目的で単元株未満株式買増制度を導入するため、第10条（単元未満株式の買増し）を新設いたします。
- ③定款第9条以下の条数を各2条繰下げます。
- ④第9条および第10条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を変更いたします。
- ⑤太陽光発電事業に参入するため、第2条（目的）に第16号を新設し、同条第16号以下の号数を各1号繰下げます。
- ⑥各取締役ごとに、取締役改選時期の相違が生じることにより発生する取締役の選任のコストを減らすために、現行定款第20条（任期）を変更いたします。
- ⑦取締役会長を非常設とするために現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）を変更いたします。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種合成樹脂の製造 2. プラスチックの成形加工 3. プラスチック成形品の組立加工 4. 成形用金型の製造及び販売 5. プラスチック成形材料の販売 6. 各種プラスチック成形材料と成形加工の受託研究 7. 成形用金型の受託研究 	<p style="text-align: center;">第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種合成樹脂の製造 2. プラスチックの成形加工 3. プラスチック成形品の組立加工 4. 成形用金型の製造及び販売 5. プラスチック成形材料の販売 6. 各種プラスチック成形材料と成形加工の受託研究 7. 成形用金型の受託研究

現 行 定 款	変 更 案
<p>8. 医療用機器材、測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具、特殊産業用機械器具、一般産業用機械器具、精密機械（計量器、試験機）用部品・付属品の精密加工及び受託研究並びに販売</p> <p>9. 医療用機器材の組立加工及び販売</p> <p>10. 測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具並びにその関連する部品・付属品の製造販売</p> <p>11. 特殊産業用機械器具、一般産業用機械器具、精密機械（計量器、試験機）並びにその関連する部品・付属品の製造販売</p> <p>12. コンピュータ用及び周辺機器用ソフトウェアの製作並びに販売</p> <p>13. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システム・エンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの取得、売買、賃貸及び仲介業</p> <p>14. 家庭用並びに工業用プラスチック製品の販売</p> <p>15. バイオ・ライフサイエンス関係事業 <u>(新設)</u></p> <p>16. 損害保険代理業</p> <p>17. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>18. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第8条 （記載省略）</p>	<p>8. 医療用機器材、測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具、特殊産業用機械器具、一般産業用機械器具、精密機械（計量器、試験機）用部品・付属品の精密加工及び受託研究並びに販売</p> <p>9. 医療用機器材の組立加工及び販売</p> <p>10. 測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具並びにその関連する部品・付属品の製造販売</p> <p>11. 特殊産業用機械器具、一般産業用機械器具、精密機械（計量器、試験機）並びにその関連する部品・付属品の製造販売</p> <p>12. コンピュータ用及び周辺機器用ソフトウェアの製作並びに販売</p> <p>13. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システム・エンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの取得、売買、賃貸及び仲介業</p> <p>14. 家庭用並びに工業用プラスチック製品の販売</p> <p>15. バイオ・ライフサイエンス関係事業</p> <p>16. <u>再生可能エネルギー等を利用した発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務</u></p> <p>17. 損害保険代理業</p> <p>18. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第8条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9条～第19条 (記載省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる 権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求する権利</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求をすることができる。</p> <p>第11条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または、増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から、<u>取締役会長</u>、<u>取締役社長</u>各1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第44条 (記載省略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて<u>取締役会長</u>、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役および常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第6条の変更および第7条、<u>第9条</u>、<u>第10条</u>の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。</p>

(注) 上記現行定款とは、平成25年5月14日開催の取締役会で決議された定款内容を示しております。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役安達稔、稲田盛一、藤田雅之、安達良紀および白戸幸治の各氏は任期満了となり、また取締役成瀬俊彦氏は任期満了となり退任いたします。経営体質の強化のため社外取締役に1名増員することとし、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	安達 稔 (昭和19年9月10日生)	昭和42年4月 中央産業貿易㈱入社 昭和44年4月 ㈱安達新商店（現安達新産業㈱）入社 昭和50年4月 同社取締役就任 平成3年4月 当社設立代表取締役専務就任 平成8年7月 当社代表取締役社長就任（現任）	2,008株
2	稲田 盛一 (昭和28年7月17日生)	昭和52年4月 ジェラロン工業㈱入社 昭和61年6月 安達新産業㈱入社 平成8年7月 当社入社 平成12年4月 当社開発センター長 平成16年3月 当社取締役就任（現任） 平成16年4月 当社研究開発本部長 平成19年4月 当社製造本部長 平成20年10月 当社製造第1本部長（現任）	5株
3	藤田 雅之 (昭和36年1月10日生)	昭和54年4月 日本専売公社入社 平成4年1月 当社入社 平成16年4月 当社関東工場長 平成16年11月 当社取締役就任（現任） 平成17年4月 当社製造本部長 平成19年4月 当社製造副本部長 平成20年10月 当社製造第2本部長（現任）	5株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	安達良紀 (昭和46年7月16日生)	平成6年4月 東神電気(株)入社 平成9年4月 当社入社 平成15年4月 当社技術開発部技術開発1課課長 平成18年4月 当社研究開発本部開発2部部长 平成19年4月 当社開発本部長(現任) 平成19年6月 当社取締役就任(現任)	1,850株
5	白戸幸治 (昭和24年2月18日生)	昭和46年4月 黒田電気(株)入社 平成7年10月 同社経営企画部次長 平成14年4月 黒田ハイテック(株)社長 平成16年1月 クロダ・ホーヨINC社長 平成19年1月 Z.クロダ(タイランド)CO.,LTDチ ェアマン 平成21年2月 黒田電気(株)退社 平成21年4月 当社入社 平成21年10月 当社営業・マーケティング本部長 (現任) 平成22年6月 当社取締役就任(現任)	50株
※ 6	駒井幸三 (昭和33年10月13日生)	昭和56年4月 立花証券(株)入社 平成6年9月 ソロス・グローバル・リサーチ東京 駐在員事務所入社 平成7年6月 センチュリー証券(株)入社 平成10年1月 (株)タカトリ入社 平成16年12月 同社代表取締役社長兼営業本部長 平成24年12月 (株)タカトリ退社 平成24年12月 日本の力(ちから)研究所 代表(現 任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の社外取締役の候補者であります。
3. 駒井幸三氏につきましては、会社経営の経験が豊富であり、精密電子機器業界に関する幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

第3号議案 取締役成瀬俊彦氏退任に伴う退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役成瀬俊彦氏に対し、就任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

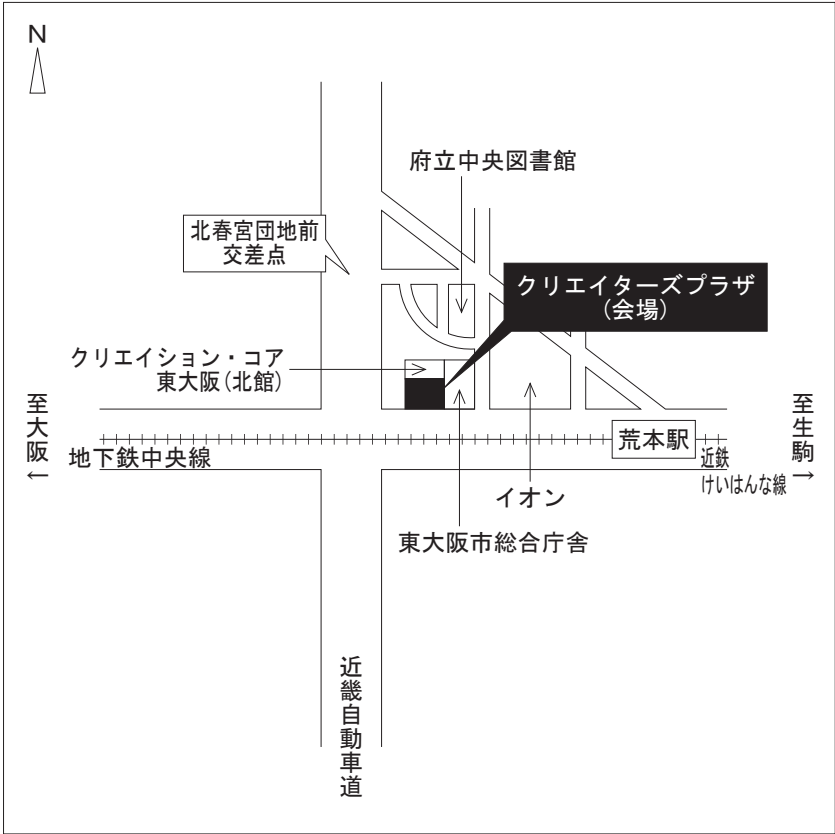
退任取締役の経歴は次のとおりであります。

氏 名	略歴
成 瀬 俊 彦	平成21年6月 当社取締役就任 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府東大阪市荒本北1丁目4番1号
クリエイション・コア東大阪 南館3F クリエイターズプラザ
TEL 06-4309-2305



交通 近鉄けいはんな線荒本駅下車 ①番出口から北西に徒歩約5分